

6 平成27年4月より 保育所・幼稚園の利用方法が変わります

市内の対象園 認可保育所、
認定こども園、
幼稚園(三間坂幼稚園、明信幼稚園)

新制度による変更点

- 利用にあたっては**支給認定の申請が必要**になります。
※認定申請は、入園申込みと同時にできます。
- 保育料の算定方法が変わり、保護者の所得(市民税所得割)により決定します。
対象園のうち幼稚園(2園)は、これまでの就園奨励費の手続きが不要となります。
※2園以外の幼稚園は従来通りの手続きです。

お問い合わせ 未来課 ☎0954-23-9215

7 学校施設使用料、テニスコート使用料が 平成27年4月から統一されます

平成27年4月1日より、学校施設(体育館、武道場、運動場)及びテニスコート(天神崎テニスコート、山内中央公園、北方運動公園)の使用料が市内で統一されます。

学校施設使用料

		9時～13時	13時～17時	17時～22時
体育館 武道館	全面	800円	800円	1,600円
	半面	400円	400円	800円
運動場		400円	400円	800円

※分校の学校施設使用料は上記の半額になります。

学校施設使用料

区分	種類	場所	区分・金額	
テニスコート 使用料 (一面、1時間あたり)	人工芝	天神崎テニスコート 山内中央公園	市民	200円
			市民以外	400円
	土	山内中央公園 北方運動公園	市民	100円
			市民以外	200円
夜間照明使用料 (1時間あたり)		天神崎テニスコート 山内中央公園 北方運動公園	市民	300円
			市民以外	600円

お問い合わせ

学校教育課(学校施設) ☎0952-23-8010
文化・学習課(テニスコート) ☎0952-23-5165

有料広告

4 水道の使用・中止には届出が必要です

引っ越しの際に必要な水道の手続きを
3月、4月は引っ越しが多い時期です。
お早めにご連絡ください。

- 水道の使用を中止するとき**
使用者名、使用場所、閉栓日時、転居先住所を水道課へご連絡ください。
- 新たに水道を使用するとき**
使用者名、使用場所、開栓日時を水道課へご連絡ください。
※開栓時には立ち会いをお願いします。

水道工事の届出について

下記の工事は、市指定の給水装置工事業者が行うことになっています。工事を行う際は、事前に水道課へ届出が必要です。

- 新設**…新しく水道をひくとき
- 改造**…給水管の敷設替えやメーターの位置を変更するとき
- 修繕**…水道の設備を修理するとき
- 撤去**…建物の解体をするとき

お問い合わせ 水道課 ☎0954-22-2874

5 平成27年4月から「放課後児童クラブ」が 6年生まで利用できます

対象者 放課後、保護者が家庭にいない小学生
(これまで)3年生まで→**(4月から)6年生まで**

実施場所 市内小学校11校で開設

開所期間 ○平成27年4月1日～平成28年3月31日
日・祝祭日、お盆(8/13～16)、
年末年始(12/29～1/3)、は休み
○各学校終業時～18:00
土曜日、春休み、
冬休み期間は8:00～18:00

月額利用料 1人2,000円/月
※但し、同一世帯から2人以上ご利用の際は、
2人目は1,000円、3人目は無料です。

お申込み 以下の窓口において、児童クラブ利用申込書の提出、保険料(年額800円)の支払いが必要です。
詳しくはお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

未来課 青少年係 ☎0954-23-9214
山内支所くらし課福祉健康係 ☎0954-45-2906
北方支所くらし課福祉健康係 ☎0954-36-6020

LINEでできる!

自宅で簡単! 保険料確認

QRコード
最初に友達登録を!

①左のQRコードを読み取り友達追加を
②QRコード下のIDを検索し
友達追加をお待ちしています。

LINE:ID @hokenmax

LINEで保険無料相談を始めました。

保険加入や見直しを検討中の方は是非ご利用ください。
保険のプロがわかりやすく解説します。

保険のマックス

0120-928-326

武雄市武雄町大字昭和133
E-mail: maxtakeo@marble.ocn.ne.jp
http://www.hokensoudan-saga.jp